

薬食審査発 0526 第 1 号
平成 26 年 5 月 26 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区] 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
(公 印 省 略)

治癒切除不能な肺癌を適応とするエルロチニブ塩酸塩製剤の使用に当たっての留意事項の一部改正について

エルロチニブ塩酸塩製剤（販売名：タルセバ錠 25mg 及び同錠 100mg）（以下「本剤」という。）の治癒切除不能な肺癌への適応については、「治癒切除不能な肺癌を適応とするエルロチニブ塩酸塩製剤の使用にあたっての留意事項について」（平成 23 年 7 月 1 日付け薬食審査発 0701 第 11 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知、以下「留意事項通知」という。）により、その使用上の留意点について周知を図ってきたところである。

今般、製造販売業者より治癒切除不能な肺癌を対象として実施された本剤の使用成績調査に関する中間解析結果及びその報告書が提出され、これに関する審査の結果、留意事項を下記のように見直し、平成 26 年 5 月 26 日より適用することとしたので、貴管下の医療機関及び薬局に対して周知をお願いする。

記

- 承認条件の 2. に基づく、留意事項通知の別添 2 に掲げる施設要件について、別紙新旧対照表のとおり改正すること。
- エルロチニブ塩酸塩製剤の適正使用についての医療機関への周知
 - の施設要件の見直しに伴い、本剤を新規に納入した施設における間質性肺疾患等の発現率を把握するため、新規納入施設において本剤が使用された全症例を対象に製造販売後調査を新たに行うこととしており、その実施について御協力をお願いしたいこと。

受	收
平 26.5.29	
薬第	号
大阪府	○○

(別紙)

「<施設要件>」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
(削除)	1) 以下のいずれかに該当すること。 がん診療連携拠点病院*、特定機能病院 *厚生労働大臣が指定するがん診療連 携拠点病院:都道府県がん診療連携拠 点病院及び地域がん診療連携拠点病 院(国立がん研究センター中央病院及 び東病院を含む)都道府県が認定・指 定するがん診療病院及びがん診療拠 点病院は含まない。
2) ~ 3) 略	2) ~ 3) 略
4) <u>自医療機関にて、ILDに対するステロイド治療等の適切な処置が常時可能であること。</u>	4) ILDに対するステロイド治療等の適切な処置が可能であること。
5) ~ 6) 略	5) ~ 6) 略
7) 自医療機関にて、胸部画像検査結果等の評価にあたり放射線診断医又は呼吸器科医の協力を得ることが <u>常時可能</u> であること。	7) 自医療機関にて、胸部画像検査結果等の評価にあたり放射線診断医又は呼吸器科医の協力を得ることが可能であること。
8) ~ 9) 略	8) ~ 9) 略

(参考)

薬食審査発 0701 第 11 号
平成 23 年 7 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

治癒切除不能な肺癌を適応とするエルロチニブ塩酸塩製剤の
使用にあたっての留意事項について

エルロチニブ塩酸塩製剤（販売名：タルセバ錠 25mg 及び同錠 100mg）
(以下、「本剤」という)について、本日、「治癒切除不能な肺癌」に係る
効能効果を追加する承認事項一部変更承認を行ったところですが、当該効能
は既承認効能に比して副作用の間質性肺疾患の発現率が高い傾向が認めら
れている（肺癌 8.5%、非小細胞肺癌 4.5%）など、重篤な副作用が報告され
ていること等から、その使用にあたっては、特に下記の点について留意され
るよう、貴管下の医療機関及び薬局に対して周知をお願いします。

記

1. 本剤の適正使用について

(1) 本剤については、承認に際し、製造販売業者による全症例を対象とし
た使用成績調査、適正な流通管理の実施等をその条件として付したこと。

【承認条件】

1. 製造販売後、一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間は、全症例
を対象に使用成績調査を実施することにより、本剤使用患者の背景情報を把
握するとともに、本剤の安全性及び有効性に関するデータを早期に収集し、
本剤の適正使用に必要な措置を講じること。

2. 本剤の投与が、肺癌の診断、化学療法に精通し、本剤のリスク等についても十分に管理できる医師・医療機関・管理薬剤師のいる薬局のもとでのみ行われるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。

- (2) 本剤を治癒切除不能な肺癌に用いる場合の警告、効能又は効果、並びに用法及び用量は以下のとおりであるので、特段の留意をお願いすること。また、ゲムシタビンとの併用により、骨髄抑制等の副作用が高頻度に発現するため、定期的な臨床検査の実施等に留意されたいこと。なお、その他の使用上の注意については、別添1の添付文書を参照されたいこと。

【警告】

1. 本剤は、緊急時に十分に対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、添付文書を参照して、適切と判断される症例についてのみ投与すること。適応患者の選択にあたっては、本剤及び併用薬剤の添付文書を参考して十分に注意すること。また、治療開始に先立ち、患者又はその家族に本剤の有効性及び危険性（特に、間質性肺疾患の初期症状、服用中の注意事項、死亡に至った症例があること等に関する情報）、非小細胞肺癌、肺癌の治療法等について十分に説明し、同意を得てから投与すること。
2. 本剤の投与により間質性肺疾患があらわれることがあるので、初期症状（息切れ、呼吸困難、咳嗽、発熱等）の確認及び胸部X線検査の実施等、観察を十分に行うこと。異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。また、国内臨床試験において、間質性肺疾患により死亡に至った症例があることから、治療初期は入院又はそれに準ずる管理の下で、間質性肺疾患等の重篤な副作用発現に関する観察を十分に行うこと（「慎重投与」、「重要な基本的注意」、「重大な副作用」の項参照）。
3. 肺癌を対象とした本剤とゲムシタビンとの併用療法の国内臨床試験における間質性肺疾患の発現率（8.5%）は、海外第Ⅲ相試験（3.5%）や、非小細胞肺癌を対象とした本剤単独療法の国内臨床試験（4.9%）及び特定使用成績調査（全例調査）（4.5%）と比べて高いこと等から、肺癌に使用する場合には、【臨床成績】の項の国内臨床試験における対象患者を参照して、本剤の有効性及び危険性を十分に理解した上で、投与の可否を慎重に判断するとともに、以下の点も注意すること（「重大な副作用」、「【臨床成績】の項参照」）。
- 1) 本剤投与開始前に、胸部CT検査及び問診を実施し、間質性肺疾患の合併又は既往歴がないことを確認した上で、投与の可否を慎重に判断すること。
- 2) 本剤投与開始後は、胸部CT検査及び胸部X線検査をそれぞれ定期的に実施し、肺の異常所見の有無を十分に観察すること。

（下線部が今回の効能追加時に追記された。）

【効能又は効果】

- 治癒切除不能な肺癌
(効能又は効果に関する使用上の注意)
2. 非小細胞肺癌及び肺癌に対する術後補助化学療法として本剤を使用した場合の有効性及び安全性は確立していない。
 3. 治癒切除不能な肺癌に対して本剤を使用する場合には、【臨床成績】の項の内容を熟知し、国内臨床試験に組み入れられた患者背景や本剤の有効性及び安全性を十分に理解した上で適応患者の選択を慎重に行うこと。
- (関連部分のみ抜粋。下線部が今回の効能追加時に追記された。)

【用法及び用量】

ゲムシタビンとの併用において、通常、成人にはエルロチニブとして100mgを食事の1時間以上前又は食後2時間以降に1日1回経口投与する。なお、患者の症状により適宜減量する。

(用法及び用量に関する使用上の注意)

1. 副作用の発現により用量を変更する場合には、50mgずつ減量すること。
2. 高脂肪、高カロリーの食後に本剤を投与した場合、AUCが増加するとの報告がある。食事の影響を避けるため食事の1時間前から食後2時間までの間の服用は避けすること。
4. 治癒切除不能な肺癌では、本剤をゲムシタビン以外の抗悪性腫瘍剤との併用で使用した場合や本剤を化学放射線療法として使用した場合の有効性及び安全性は確立していない。
5. 治癒切除不能な肺癌に対して本剤を使用する場合には、【臨床成績】の項の内容を十分に理解した上で行うこと。
6. 治癒切除不能な肺癌に対して本剤を使用する場合には、肺癌を対象とした国内第II相臨床試験(JO20302/JO21097試験)の基準を目安として、休薬、減量又は中止を考慮すること。(以下略)

(関連部分のみ抜粋。下線部が今回の効能追加時に追記された。)

2. 医療機関における適正使用に関する周知事項について

- (1) 承認条件の2.に基づき、製造販売業者において別添2の施設要件、医師要件への適合性の確認等が行われること。また、投与予定の患者を事前に登録することとされていることからその徹底をお願いしたいこと。なお、非小細胞肺癌に対しても同様の安全対策が講じられているところであるため、引き続きその徹底をお願いしたいこと。

- (2) 本剤投与開始前に胸部CT検査及び問診を実施し、間質性肺疾患の合

併又は既往歴がないことを確認した上で投与の可否を慎重に判断するとともに、本剤投与開始後は、初期症状を十分に観察するとともに、症状の有無にかかわらず胸部 CT 検査及び胸部 X 線検査をそれぞれ定期的に実施し肺の異常所見の有無を十分に観察すること。これらの診断については、呼吸器科医又は放射線診断医と連携して実施すること。

- (3) 外来患者に本剤を投与する場合には、患者に対し、処方ごとに、上記1.(2)の警告1.の説明と同意に関する事項や注意事項等を記載した文書(以下、「タルセバ錠治療確認シート(肺癌用)」という。)を交付すること。当該確認シートは非小細胞肺癌用のものとは異なるものであること。

3. 薬局における調剤に関する周知事項について

- (1) 本剤は、薬事法第49条第1項に基づく処方せん医薬品に指定されているものであり、本剤の調剤にあたっては、処方せんの確認を徹底すること。また、肺癌では非小細胞肺癌に比べて用量が低く設定されている点に留意されたいこと。
- (2) 薬局における本剤の調剤にあたっては、「タルセバ錠治療確認シート(肺癌用)」を患者が所持していることを確認すること。
- (3) 「タルセバ錠治療確認シート(肺癌用)」を持参しなかった患者については、本剤の有効性及び危険性等について説明を行うとともに、本剤を処方した医療機関名及び医師名を、製造販売業者に連絡すること。

(別添 2)

<施設要件>

- 1) 以下のいずれかに該当すること。

がん診療連携拠点病院*、特定機能病院

*厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院：都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院（国立がん研究センター中央病院及び東病院を含む）都道府県が認定・指定するがん診療病院及びがん診療拠点病院等は含まない。

- 2) 医師要件を満たす医師が診療に従事していること。
- 3) 治療初期は入院またはそれに準ずる管理下（24時間患者が連絡を取り、適切な対応を指示できる体制）で間質性肺疾患（以下、ILD）等の重篤な副作用発現に関する観察を十分に行うことが可能であること。
- 4) ILDに対するステロイド治療等の適切な処置が可能であること。
- 5) 24時間患者からの連絡を受け、自医療機関にて状況に応じて入院治療するなど緊急対応が可能であること。
- 6) 自医療機関にて、以下の検査が実施可能であること。加えて、胸部画像検査については、①、②に示す頻度で実施可能であること。
胸部CT検査、胸部X線検査、動脈酸素分圧（PaO₂）、動脈血酸素飽和度（SpO₂）、肺胞気道脈血酸素分圧較差（A-aDO₂）、肺拡散能力（DLco）等
① 本剤投与前の胸部CT検査
② 本剤投与開始後、1サイクルごとの胸部CT検査**及び胸部X線検査
**自医療機関に加えて、提携医療機関で実施可能な場合も含む。
- 7) 自医療機関にて、胸部画像検査結果等の評価にあたり放射線診断医又は呼吸器科医の協力を得ることが可能であること。
- 8) 特定使用成績調査（全例調査）に協力・契約可能な医療機関であること。
- 9) 医療機関の薬剤部において未登録医師からの処方を確認した場合は、製造販売業者の医薬情報担当者へ処方医師情報を提供する。

<医師要件>

- 1) 以下のいずれかの学会に所属していること。
　　日本肺臓学会、日本臨床腫瘍学会、日本癌治療学会
- 2) 膜癌化学療法に十分な経験を有すること。
- 3) 特定使用成績調査（全例調査）へ協力できること。
 - ① 調査票の記入：調査票を適時記入する。特に重篤な有害事象が生じた場合は、速やかに調査票を記入し提出する。
 - ② 全例調査の登録による症例適格性確認の実施：本剤の処方を予定する患者について適格性を確認の上、全例調査に事前登録する。
- 4) 以下の①～⑦に該当する場合は、本剤の使用を避けること。
 - ① 治癒切除不能な膜癌以外への使用や術後補助化学療法等の適応外使用
 - ② 本剤とゲムシタビンの2剤併用以外の使用
 - ③ 本剤投与前の胸部CT検査が実施できない場合
 - ④ 本剤投与後において、以下の「タルセバ膜癌標準検査・観察スケジュール」にて従って胸部CT検査やその他の検査を実施できない場合
 - ⑤ 本剤成分に対する過敏症の既往歴のある患者
 - ⑥ ILDの合併又は既往歴を有する患者
 - ⑦ 全身状態不良（PS2-4）の患者
- 5) 以下の患者への情報提供と同意取得を行うこと。
 - ① 患者又はその家族に対して、本剤の安全性情報（特にILDに関する情報）、適正使用情報（ILD早期発見のために重要な初期症状等）について十分な情報を提供し、本剤による治療への同意を取得する。
 - ② 本剤処方時に、患者に対してタルセバ®錠治療確認シート（膜癌用）を提供し、ILDの初期症状の確認と薬局で薬剤処方箋提出時に提示することを指導する。
- 6) 製造販売業者の医薬情報担当者の定期訪問が可能（e-mailによる確認を含む）である。